

4. 都市高速道路の料金

[首都高速]

料金改定時期	S37.12	S38.12	S39.8	S.45.4	S.49.8	S51.8	S55.2	S60.1	S62.9	H6.5	H14.7	H17.10	H24.1	H26.4	H26.11	H28.4	R4.4	R6.3
主な改定理由	羽田線 供用	羽田線 供用	渋谷線 供用	池袋線 供用	新宿線 供用	湾岸線 供用	湾岸線 供用	湾岸線 供用	中環 供用	台場線 供用	湾岸線 供用	民営化	対距離制 移行	割引の 継続 (2年間)	特定 更新等 工事の 着手	首都圏の 新たな 高速道路 料金導入	首都圏 料金改定	更新事業 の追加
対象延長	5km	32km	40km	90km	120km	123km	141km	174km	204km	248km	278km	323km	323km	330km	330km	330km	338km	338km
普通車料金 [東京線の場合] (税込)	50円 [均一]	100円 [均一]	150円 [均一]	200円 [均一]	250円 [均一]	300円 [均一]	400円 [均一]	500円 [均一]	600円 [均一]	700円 [均一]			500円 ＼※ 900円	510円 ＼※ 930円		300円 ＼※ 1,300 円	300円 ＼※ 1,950円	
償還期間	30年間									40年間	50年間	45年間			51年間		50年間	

※首都高速全線を対象

[阪神高速]

料金改定時期	S39.6	S42.3	S43.5	S45.10	S49.11	S53.3	S55.4	S56.6	S62.3	H1.4	H6.5	H11.1	H15.4	H17.10	H24.1	H26.4	H27.3	H29.6	R6.6
主な改定理由	環状線 供用	環状線 供用	守口線 供用	堺線 供用	東大阪 線 供用	沿道環 境 対策費 の追加	松原線 供用	神戸線 供用	東大阪 線 供用	大阪港 線 供用	湾岸線 供用	池田線 供用	北神戸 線 供用	民営化	対距離 制 移行	割引の 継続 (3年間)	特定 更新等 工事の 着手	近畿圏の 新たな高速 道路料金 導入	近畿圏料 金改定、 更新事業 の追加
対象延長	7km	16km	42km	80km	90km	92km	103km	118km	139km	144km	200km	221km	227km	254km	254km	263km	263km	285km	287km
普通車料金 [東線の場合] (税込)	50円 [均一]	100円 [均一]	150円 [均一]	200円 [均一]	250円 [均一]	300円 [均一]	350円 [均一]	400円 [均一]	450円 [均一]	500円 [均一]	600円 [均一]	700円 [均一]			500円 ＼※ 900円	510円 ＼※ 930円		300円 ＼※ 1,300円	300円 ＼※ 1,950円
償還期間	30年間									40年間		50 年間	45年間			47年間		47年間	

<参考>H1.4～消費税込(3%)、H9.4～消費税引き上げ(3→5%)、H26.4～消費税引き上げ(5→8%)、R1.10～消費税引き上げ(8→10%)上限1,320円 ※阪神高速(阪神圏)全線を対象
 ※1:平成26年(2014年)6月に道路法等の改正法が公布され、料金徴収期間を最長15年間延長することが可能となった。
 ※2:令和5年(2023年)6月に道路整備特措法等の改正法が公布され、料金徴収期間の最長の延長年数を令和97年(2115年)に設定し、国交大臣への事業許可申請日から50年以内の期間で料金徴収期間を延長することが可能となった。